# 教職員人事評価の手引

【市町村立学校 被評価者用】

令和5年3月一部改訂 群馬県教育委員会

# <目 次>

Ι	1 2	じめに 人事評値 人事評値 人事評値 評価者	西制度 西制度	の目 の構		• • 意義	• (4)		•		•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
П	人 1 2 3	<b>事評価</b> 評価の身 面談の第 人事評価	期間 実施		ジュ・	— л			•		•		•					•	•		-		•	•	•	•	•	•	5
Ш	1 2 3	<b>力評価の</b> 実力に 実力で 実力で 実力で は 対対で は 対対で は 対対で は 対対で は 対対で は 対対で が は は は は は は は は は は は は は は は は は は	リア段 び職務 こよ用職	階」 遂行 評価 員・1	状況。 任期	の確付学	認	職員					<b>•</b> ;	• • 等に	対	・する	• •	平価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
IV	1	<b>績</b> 目当実中自評臨会評標初践間己価時計 一個設定的 一個設定的 一個設定 一個設定 一個設定 一個設定 一個設定 一個設定 一個設定 一個設定	定告び告 西 こ 壬 田 こ 壬 用 職	面談 (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域)	申告日任期	時の 付学	面	職員	•	<b>•</b> •	明研	• 修.	<b>•</b>	· •	対	・	5.	平価	•		•		•	•	•	•	•		1 5
V	評 1 2	<b>価結果の</b> 最終面記 評価結り	淡の実	施	バッ・	ク・	•		•		•	•	•		•	•		•	•	•	•			•		•	•	• :	2 1
VI	苦	情の申と	±••				•		•		•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2 3
VII	意	見の提出	±••						•		•	•	•						•		-		•	•	•	•		•	2 4
VIII	1	<b>価結果の</b> 給与等の 昇給への 勤勉手	への反 の反映	映に			•		•		•	•	•		•	•		•	•		•		•	•		•	•	• :	2 5
IX	: <b>条</b> 1 2	: <b>件評価</b> 条件評值 臨時評值	画	時評	価・		•				•		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• :	2 6

# l はじめに

### 1 人事評価制度の目的と意義

地方公務員法第23条第2項において、「任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」と規定されており、教職員を含む地方公務員についても国家公務員と同様に人事評価を実施することとされています。

これを受けて規定されている群馬県立学校職員の人事評価に関する規則では、「公正な人事管理 に資するとともに、職員の資質及び能力の向上を図ることにより、学校の教育力を高め、もって職 員が協力して児童及び生徒を健やかに成長させる」ことを人事評価の目的としています。これらを さらに具体化し、次の4つを本県の人事評価制度の目的及び意義として掲げ、人事評価制度を運用 しています。

- ① 教職員の職能成長や能力開発を図ること
- ② 教職員の意欲や使命感の高揚を図ること
- ③ 教職員の自己啓発の促進を図ること
- ④ 学校組織の活性化や人材の活用を図ること

実際の運用に際しては、自らが目標の設定や自己評価を行うなど、複数の段階で被評価者が関わる「自己申告」の方法を採用していることに加え、評価者と被評価者による面談を制度として組み込むことにより、日常的・定期的な対話を通じて、組織目標を共有するとともに、評価を通じて教職員の気付きや自律的・主体的な能力開発等を促すなど、目的の達成等に向けて様々な方法等を取り入れています。

本手引では、その運用に際してのポイントや留意点等について、以下に詳述していきます。

# 2 人事評価制度の構成

### (1) 能力評価と業績評価

地方公務員法第6条においては、人事評価を「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり**発揮した能力**及び**挙げた業績**を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。」と定義しており、本県においても、平成28年度より『**能力評価**』と『**業績評価**』の両面から人事評価を行っています。

### 【能力評価】

- 日常の職務を遂行する中で、<u>期待される行動が持続的・安定的に取られているか</u>どうかを 通じ、発揮した能力の有無や度合いを評価するもの。
- 『標準職務遂行能力』\*から、期待される具体的な行動を評価の視点として設定し、教職員 が職制上の段階に応じて発揮した能力を評価する。
- 潜在的に保有している能力や業務に関わりのない能力、人格等については評価の対象には しない。

#### ※「標準職務遂行能力」

職務を遂行する上で発揮することが求められる能力。詳細は、「群馬県立学校職員の人事評価実施要領」 別表第2を参照のこと。

### 【業績評価】

- 日常の職務を遂行する中で、期待される行動を通して挙げられた<u>成果の有無や度合いを評</u> 価するもの。
- 目標や手段等について、教職員と評価者との間で共通理解を図り、評価の客観性・納得性 を高められるようにするために、目標管理の手法を用いる。

職務を遂行するに当たって、発揮した能力(能力評価)と挙げた業績(業績評価)を客観的に把握した上で、評価水準・設定された目標に照らして、**絶対評価**により評価します。

評価に際しては、当該教職員の印象や性格といったものではなく、職務遂行に当たり、実際にとられた行動や、業務の達成状況等を客観的に捉えて行うこととしています。

### (2) 目標設定と面談

業績評価に係る目標管理を行う上では、教職員自身が<u>達成すべき業務上の目標を設定し、達成す</u>るための方法を管理していくこと、さらにこれを管理職と共有することが大切です。

学校では、年度当初に校長から学校経営方針等の説明を行い、これを受けて教職員は、学校教育 目標や学校経営方針等との関連を意識しながら、自己申告書の各分類ごとに目標や達成するための 方法を自ら設定した上で、評価者との当初面談に臨むことになります。

人事評価制度は、教職員の資質・能力及び職務内容の質の向上を図ることを目的の一つとしていますので、<u>被評価者とよく意見交換をした上で目標や方法を決定させていく</u>ことが大切です。評価者には、面談時だけでなく、日常的・定期的な対話を通して、教職員の職能成長や人材育成を目指すとともに、学校組織を活性化させることが求められます。

### (3) 自己評価とフィードバック

人事評価制度は、その客観性及び納得性を確保し、評価が評価者の一方的なものではなく、評価者に被評価者を一層よく観察する機会を与えるため、自己評価の制度が組み込まれています。また、教職員の資質・能力や職務内容の質の向上を図るためには、業務に取り組んだ教職員自身が、成果や課題、取組の過程等を振り返ることが大切です。これは、被評価者側にも、自己評価の根拠となる事実や業績等の説明責任が発生することを意味します。

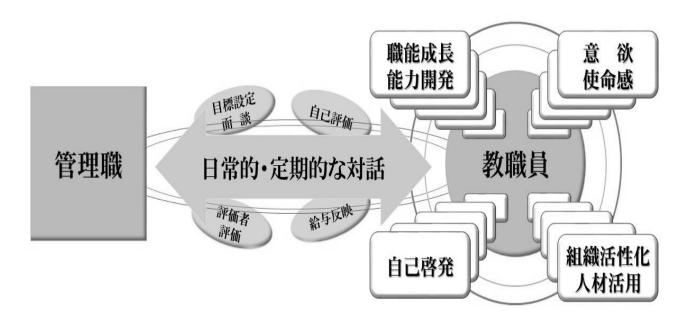
一方、評価者には、教職員の自己評価を受けた上で、期待した行動がどの程度取られていたか、設定した目標の達成度や達成に向けた取組がどうであったか等について、日常的な対話や観察の中から明確な根拠を積み重ねながら、評価結果を検討する姿勢が求められます。また、事実を示しながら被評価者に評価結果等を説明することが、評価制度の信頼性や納得性を高めることにつながります。教職員が目に見える結果だけにとらわれることなく、今後も継続して資質・能力及び職務内容の質の向上に意欲をもって取り組めるよう、具体的な方向性や期待値をもってフィードバックを行ってください。

### (4) 給与等への反映

評価結果を給与等の処遇反映に生かすことによって、教職員間の取組に係る公平性や納得性を高めるため、平成29年度から、正規職員を対象として能力評価結果を昇給に、業績評価結果を勤勉手当にそれぞれ反映しています。

いずれの評価も単に処遇への反映を目的とした仕組みではなく、日常的・定期的な対話を通じて教職員の人材育成や、組織マネジメントの強化を図るための<u>ツールとして活用する</u>ことが最大の目的です。給与等への反映は、目標設定や自己評価など、評価のプロセスに被評価者が大きく関わっていることや、恣意的な評価を避けるために、複数の評価者が設定されていることなどと並んで、人事評価制度の公平性、公正性、客観性の確保並びに教職員の納得性の向上に向けた仕組みの一つであるといえます。

### (5) 全体イメージ



# 3 人事評価の対象者

市町村学校に勤務するすべての県費負担教職員(臨時的任用職員、任期付学校職員、会計年度任 用職員※を含む。)を対象とします。

ただし、以下に示す教職員は、定期評価の対象外とします。

- ① 指導主事に充てられている教員、農林大学校に派遣されている教員◆
- ② 在外教育施設派遣者、内地留学者、海外留学無給休暇者、自己啓発等休業者、配偶者同行休者、 大学院修学休業者、青年海外協力隊員等の長期研修者及び長期派遣者等の教職員<sup>※</sup>
- ③ 病気休暇、介護休暇、休職、育児休業等により、評価期間のうち勤務期間が6月に満たない教職員\*\*
- ④ 職員団体の業務に専ら従事するための専従教職員
- ⑤ その他、群馬県教育委員会教育長が対象としないことが適当と認めた教職員
  - ※1月31日時点で上記②、③に該当する教職員であっても、評価対象期間のうち<u>通常の勤務を行った期間(上</u> 記②、③に該当しない期間)が6月以上ある場合には、定期評価の対象となります。また、<u>会計年度任用職員</u> は、勤務した期間に関わらず、評価の対象となります。
  - ◆派遣先所属における人事評価制度が適用されます。

# 4 評価者

人事評価の客観性を確保するために、複数の段階で評価することとし、評価者を以下のとおりとしています。

被評価者	第 1 次評価者	第2次評価者
校長	市町村教育長が定めた者	市町村教育長が定めた者
副校長、教頭	校長	市町村教育長が定めた者
教諭、教諭(拠点校指導教員)、教諭(専門アドバイザー)、教諭(学校経営アドバイザー)、講師、養護教諭・養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員		校 長
臨時的任用職員、任期付学校職員		
総合教育センターの長期研修員・研究員、 長期社会体験研修員	総合教育センター 研究・研修主監	総合教育センター所長
前橋市長期研修員	市総合教育プラザ所長	市総合教育プラザ館長
高崎市長期研修員	市教育センター次長	市教育センター所長
会計年度任用職員	_	校長

- □ 第2次評価者による評価を最終評価とする。
- □ 教頭の他に副校長が設置された学校においては、教諭等の第1次評価を、主として副校長が行 うものとする。
- □ 所属校以外での勤務がある教職員については、必要と考えられる者から参考意見を聴取することが望ましい。
  - ex. 教諭(拠点校指導教員) → 訪問校の校長・副校長・教頭
    - 栄養教諭・学校栄養職員(共同調理場・給食センター勤務)
      - → 共同調理場長・給食センター長
    - 事務職員(共同学校事務室に係る業務)
      - → 中心校の校長・副校長・教頭
- □ 会計年度任用職員については、勤務している学校の校長が評価を行う。なお、複数の学校において勤務している会計年度任用職員については、それぞれの勤務校において評価を行う。
- □ 総合教育センターの長期研修員・研究員、長期社会体験研修員、前橋市長期研修員、高崎市長期研修員は、学校での評価は行わないが、籍は学校籍の扱いとする。
- □ 指導主事に充てられている教員、埋蔵文化財調査事業団に派遣されている教員は、人事評価制度上は学校の籍から抜くこととする。(派遣先の所属扱い)

# Ⅱ 人事評価制度のスケジュール

# 1 評価の期間

1年度を単位とした「定期評価」については、以下のとおりです。(条件評価、臨時評価は後述)

### (1) 評価期間

原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間

### (2) 評価基準日

定期評価の場合、「能力評価」は12月1日、「業績評価」は2月1日

### 2 面談の実施

#### (1) 当初面談 [6月末までに必ず実施]

5月末日までに作成・提出する自己申告書を基に、期待される役割や、設定する目標及びその難 易度等について共通理解を図るとともに、取組に向けた自らの考え等を伝えてください。 面談を通じて、自己申告書に追加・修正が生じた場合には、再度提出することができます。

► 前年度の<u>業績評価の結果</u>により、<u>上位区分対象者(勤勉手当への反映者)となった該当の教職員</u>には、当初面談時に校長からその旨を口頭で伝達します。

#### (2) 中間面談 [10月末までに必要に応じて実施]

評価者の判断により、適宜必要な者に対して実施されます。上期における職務遂行状況や成果等について、評価者と被評価者が相互に振り返ることで、下期に向けた課題を整理し、改めて職務の見通しを共有するようにしましょう。

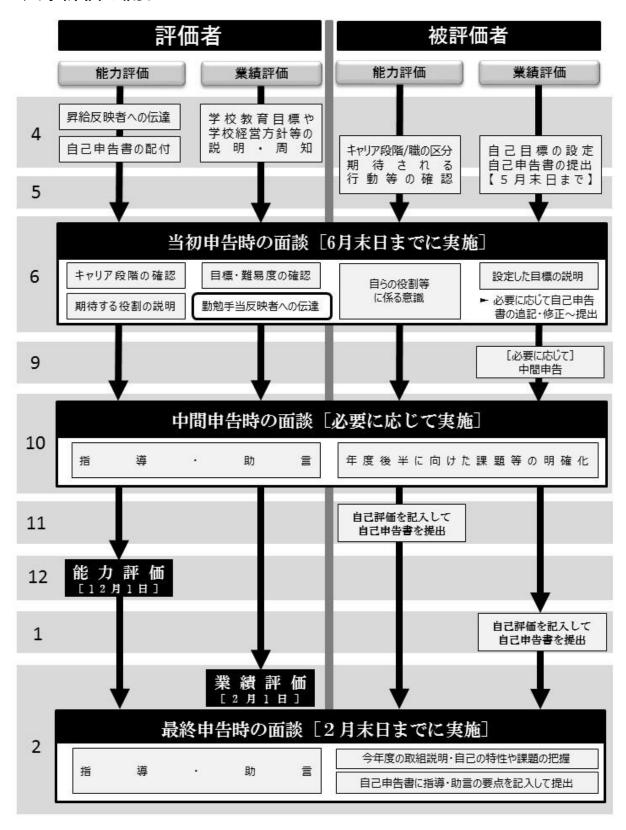
#### (3) 最終面談 [2月末までに必ず実施]

自己申告や自己評価を行った「自己申告書」の提出を受け、1年間の職務遂行状況や目標達成状況を、評価者・被評価者間で相互に確認してください。また、能力評価及び業績評価に係る評価結果を被評価者にフィードバックを受けるとともに、今年度の成果や今後の課題を共有してください

#### (4) その他

前年度の能力評価の結果により、上位区分対象者(昇給反映者)となった該当の教職員には、新年度の4月当初において、個別に面談の機会を設定し、校長からその旨を口頭で伝達されることになります。

### 3 人事評価の流れ



► それぞれの実施時期(最終面談も含む)について、人事評価制度の目的に支障が生じない範囲内で、学校の実態に応じて弾力的に運用することは差し支えありません。

# Ⅲ 能力評価の手順

# 1 「キャリア段階」及び「職の区分」の確認 当初面談までに

### (1) キャリア段階とは

教諭等(教諭・講師・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭)について、それぞれ職制は1つですが、 在職年数や年齢、立場や役割等が変わると、当然、期待される行動や発揮することが求められる資 質・能力も異なってきます。

「キャリア段階」を設定することで、採用後、間もない教員については基本的な資質・能力の定着度、中堅以上の教員については経営的な視点の有無等、それぞれの在職年数や年齢等に応じた評価が行える仕組みになっています。

それぞれのキャリア段階におけるイメージは、次のとおりです。

### キャリア段階 I

### (基礎形成期)

### 教員として備えておくべき資質・能力を身に付ける時期

[目 安] 在職年数 ~ 5年、年度末年齢 ~29歳 [対象者] 新規採用者、採用から5年以内の30代の者 及び臨時的任用職員、任期付学校職員

- ・ 新規採用者について、採用時の年齢に関わらず「II
- ・ 臨時的任用職員及び任期付学校職員は、これまでの経験年数に 関わらず「I」

### キャリア段階II

#### (資質向上・充実期)

### 質や精度の向上を図り、実態に応じて工夫・改善を意識する時期

[目 安] 在職年数 6~15年、年度末年齢 30~39歳[対象者] 採用から5年以上経過する30歳の者または、採用から6年目を迎える30歳以上の者。

・ ex. 23 歳で採用→30 歳~「Ⅱ」、32 歳で採用→37 歳~「Ⅱ」

### キャリア段階Ⅲ

#### (資質発展・円熟期)

#### 周囲への支援・助言を意識し、マネジメント力を発揮する時期

[目 安] 在職年数 16年~、年度末年齢 40歳~[対象者] 採用から 15年以上経過する 40歳の者または、採用から 16年目を迎える 40歳以上の者

・ 暫定再任用者は全員「Ⅲ」 在職年数は「再任用」(再任用・暫定再任用を通算)としての 年数を記載

### 【その他の取扱い】

- □ 「キャリア段階Ⅰ」の者が40歳に達する場合には「キャリア段階Ⅱ」とする。
- □ 「キャリア段階Ⅱ」の者が 45 歳に達する場合には「キャリア段階Ⅲ」とする。ex. 38 歳で採用 → 40 歳~「Ⅱ」、45 歳~「Ⅲ」
- □ 39歳以上で採用された者のキャリア段階の取扱いについては、次表を参照のこと。
- □ 在職年数や年齢に関わらず、キャリア段階を弾力的に扱うことができる。
  - ex. 育児休業等から復帰した直後に「キャリア段階Ⅱ」の上記条件に該当する者 →当該年度は「キャリア段階Ⅰ」とすることができる。
    - → 三 該 中 及は「イヤリノ 权 陌 1」 とり ることが く
    - 学年主任、38歳、経験14年の者
    - →「キャリア段階Ⅲ」とすることができる。

								在	I	載	年	Ε	数							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
段階				I								I	I						II	
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
<u>_</u>	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46.	47	48	49	50	51	52	53	54	55
年	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
_	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
度	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
١. ا	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
末	41	42	43	44	45 46	46 47	47 48	48 49	49 50	50 51	51 52	52 53	53 54	54 55	55 56	56 57	57 58	58 59	59 60	60
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
齢	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		ı	
	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65				
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65					
	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65						
	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		•					
	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		•						
	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		•							
	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		•								
	57	58	59	60	61	62	63	64	65		1									
	58	59	60	61	62	63	64	65		•										
	59	60	61	62	63	64	65		1											
	60	61	62	63	64	65	-													
	60	61	62	63	64	60	l													

### (2) キャリア段階の確認 [教諭・助教諭・講師・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭]

「キャリア段階」は、在職年数や年齢等に応じて設定することとし、最終的には、当初面談において話し合った上で、校長が決定します。

教諭等には、各自の「キャリア段階」及びこれに応じた「着眼点(期待される行動)」について 確認するよう促すとともに、着眼点を意識して業務を遂行するようにしてください。

# POINT POINT

「キャリア段階」を設定することで、それぞれの段階において期待される行動や求められる資質・能力について、理解と意識付けを促すことができる。

### (3) 職務の重点が他の教諭と著しく異なる教諭の扱い [教諭]

校長は、学校の実態に応じ、合計点 (p. 12-14 参照) が変わらない範囲内で、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任等の教諭について、職務の実態により即した評価を行うために、「学習指導」「学習外の指導」「学校運営」の「評価割合」を調整することができます。

教 諭 → 「学習指導:2」「学習外の指導:1」「学校運営:1」

ex. 教務主任 → 「学習指導: 1」「学習外の指導: 1」「学校運営: 2」

### 【「分類ごとの評価割合」を変えるに当たっての留意点】

- 校長は当初申告時の面談において、当該教諭に説明し、承諾を得ることとなっている。
- 評価対象となる職務の実態がない場合以外、評価割合が「0」となることはない。
- 基本姿勢・意欲・態度等」及び「周囲の教職員への支援・協力」の評価割合は変更されない。

### (4) 「職の区分」の確認 [教諭等以外の職員]

教諭等以外の職員には、当初面談において、各自の「職の区分」 (職制上の段階に応じた区分) 及び「着眼点(期待される行動)」について確認するとともに、着眼点を意識して業務を遂行する ようにしてください。

教諭等と同様、「職の区分」が設定されることで、それぞれの職において期待される行動や発揮 することが求められる資質・能力について、確認することができます。

「職の区分」については、下表のとおりです。

職種	職名	職の区分
学校栄養職員	主幹栄養専門員・主任栄養専門員・栄養専門員	П
子仪木食椒貝	栄養主任・栄養士	I
	事務部長・総括事務長	IV
事務職員	統括補佐事務長・補佐事務長・主幹事務長・主任事務長	Ш
<b>争</b> 伤極貝	主幹事務長代理・主任事務長代理・事務長代理	II
	事務主任・事務主事	I

# 2 実践及び職務遂行状況の確認 4月~

### (1) 教職員の実践に際して

教職員は、「自己申告書」の「1 能力評価」に示された「着眼点(期待される行動)」を意識 して日々の職務を遂行し、各自のキャリア段階等に応じた職能成長や資質・能力の向上に努めてく ださい。

#### (2) 評価者による職務遂行状況の確認

評価者は、教職員の日常の職務遂行状況を把握・確認して指導・助言を行うとともに、その状況 等について、適宜記録を積み重ねていきます。

評価者からの指導・助言を踏まえ、自らの職能成長や意欲の向上も図りながら、日々の職務に当たってください。

# 3 自己評価 11月中旬

#### (1)「着眼点(期待される行動)」における評価

「自己申告書」における「1 能力評価」に示された「着眼点(期待される行動)」のそれぞれの項目について、「s-a-b-c-d」の5段階による自己評価を行ってください。

自己評価を「s」または「d」とした場合には、特記事項欄に「評価理由」や「今後の課題」等を必ず記入します。

# POINT POINT

1年間の職務遂行において発揮した能力について、「キャリア段階」や「職の区分」に応じた「着眼点(期待される行動)」から自己評価を行うことにより、教職員が自らの能力や特性、課題等を具体的に把握できるとともに、評価者に自己の状況を伝えることができる。

#### 【留意事項】

- □ 1年間の自分の職務遂行状況を振り返り、「着眼点(期待される行動)」に該当する行動が 持続的・安定的に取れていたかどうかについて、次に示す評価水準により評価する。
- □ 該当するキャリア段階や職の区分以外の行動が取れた場合には、その状況を特記事項欄に適宜 記入することができる。

#### 「着眼点(期待される行動)」における評価水準

評価段階	評価水準
s	期待される行動を常に取ることができ、他の教職員の模範となれた。
а	期待される行動を多く取ることができた。
b	期待される行動をおおむね取ることができた。 (標準)
С	期待される行動をあまり取ることができなかった。
d	期待される行動をほとんど取ることができなかった。

### (2) 自己申告書の提出

「自己申告書」の能力評価部分に自己評価等の所定事項を記入した後、各自に電子データを保管させるとともに、指定した期日までに第1次評価者あてに提出します。

#### 【留意事項】

- □ 「自己申告書」の記入及び提出については、電子データ(エクセル形式)による所定の様式を 用いて行う。
- □ 提出期限は、11月中旬を目途に校長に指定される。
- □ 自己評価を記入した後は、電子データ及び印刷したものを、校長が指定した方法により、第1 次評価者あてに提出する。
- □ この時点において、業績評価(裏面)の「1年を振り返っての自己申告」及び自己評価欄は記入しない。

# 4 評価者による評価 12月1日

### (1) 分類ごとの評価

評価者は、教職員が当該年度に発揮した能力を、評価水準に基づき、「分類」ごとの「評価項目」 について、「5-4-3-2-1」の5段階による**絶対評価**を行い、「評価表」に記載する。

### 「分類」における評価水準

評価段階	評価水準
5	各評価項目について、職務を遂行する上での必要な水準を大幅に上回った。
4	各評価項目について、職務を遂行する上での必要な水準を上回った。
3	各評価項目について、職務を遂行する上での必要な水準を満たした。 <b>[標準]</b>
2	各評価項目について、職務を遂行する上での必要な水準を満たしておらず、 努力が必要であった。
1	各評価項目について、職務を遂行する上での必要な水準を満たしておらず、 周囲の援助が必要であった。

# (2) 能力評価の決定

分類ごとの評価結果を合計し、「5-4-3-2-1」の5段階により、能力評価が決まっています。

### (3) 能力評価における評価割合

以下の「能力評価における評価割合」表により、職種ごとに評価割合を確認します。

### 【校長、副校長、教頭】

分類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
学校経営	1	5	2.0
学校教育の管理	1	5	20
教職員の管理・育成	1	5	

### 【教諭・講師、教諭(拠点校指導教員)、教諭(専門アドバイザー)】

分類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
周囲の教職員への支援・協力	1	5	
学習指導	2	1 0	3 0
学習外の指導	1	5	
学校運営	1	5	

### 【教諭(学校経営アドバイザー)】

分 類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
学校経営への支援	2	1 0	2 0
教職員への支援・協力	1	5	

### 【養護教諭·養護助教諭】

分 類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
周囲の教職員への支援・協力	1	5	
保健管理	1	5	2 5
保健教育	1	5	
学校運営	1	5	

### 【栄養教諭】

分 類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
周囲の教職員への支援・協力	1	5	
給食管理	1	5	2 5
食に関する指導	1	5	
学校運営・調理場運営	1	5	

### 【学校栄養職員】

分類	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
周囲の教職員への支援・協力	1	5	2 5
給食管理	2	1 0	2 3
学校運営・調理場運営	1	5	

### 【事務職員】

	評価割合	換算点	合計
基本姿勢・意欲・態度等	1	5	
周囲の教職員への支援・協力	1	5	2 5
学校事務	2	1 0	2 3
学校運営	1	5	

# (4) 合計点と評価水準

能力評価を行う職種の評価割合に基づき換算点が算出され、その合計点をもとに、次の「能力評価と合計点」表により、5段階の評価を決定されます。

### ■ 校長、副校長、教頭、教諭(学校経営アドバイザー) (合計点20点)

能力評価(評語)	合 計 点	評 価 平 均
<ul><li>5 (特に優れている)</li><li>4 (優れている)</li><li>3 (良好である)</li><li>2 (努力を要する)</li><li>1 (特に努力を要する)</li></ul>	$   \begin{array}{ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	4.5以上 3.5以上 4.5未満 2.5以上 3.5未満 1.5以上 2.5未満 1.5未満

### ■ 教諭、教諭(拠点校指導教員)、教諭(専門アドバイザー)、講師

(合計点30点)

能力評価(評語)	合 計 点	評価平均
<ul><li>5 (特に優れている)</li><li>4 (優れている)</li><li>3 (良好である)</li><li>2 (努力を要する)</li><li>1 (特に努力を要する)</li></ul>	$27 \sim 30$ $21 \sim 26$ $15 \sim 20$ $9 \sim 14$ $6 \sim 8$	4.5以上 3.5以上 4.5未満 2.5以上 3.5未満 1.5以上 2.5未満 1.5末満

### ■ 養護教諭·養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員(合計点25点)

能力評価(評語)	合 計 点	評 価 平 均
<ul><li>5 (特に優れている)</li><li>4 (優れている)</li><li>3 (良好である)</li><li>2 (努力を要する)</li><li>1 (特に努力を要する)</li></ul>	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	4.5以上 3.5以上 4.5未満 2.5以上 3.5未満 1.5以上 2.5未満 1.5未満

### [能力評価の評価水準]

評価段階(評語)	評価水準
5 (特に優れている)	職務遂行におけるすべての場面で、特に優れた能力を発 揮した。
4 (優れている)	職務遂行における多くの場面で、優れた能力を発揮した。
3 (良好である)	職務遂行において必要な能力を発揮した。(標準)
2 (努力を要する)	職務遂行において必要な能力をあまり発揮しなかった、 又は発揮した能力にやや劣る部分や問題点があった。
1 (特に努力を要する)	職務遂行において必要な能力を発揮しなかった、 又は発揮した能力に劣る部分や顕著な問題点があった。

### 5 臨時的任用職員・任期付学校職員・長期研修員等に対する評価

### (1) 評価の対象

評価基準日(2月1日)において、<u>年度内の任用期間が6月以上となることが確定</u>している場合は、評価の対象となります。年度内の任用期間が6月に満たない者(産休補助教職員、育児休業等に伴う任期付学校職員(任期付学校職員)、介護休暇補助教職員等)については評価対象外ですが、他の職への任用替や同一職の任用延長により、<u>同一校での任用期間が6月以上となることが評価基</u>準日までに確定した場合には、新たに任用された段階で人事評価の対象となります。

ex. 病休補 → 産休補 → 育休補

産休補 → 育休補 → 任期付育休代替学校職員 など

### (2) 実施方法

臨時的任用職員・任期付学校職員については、<u>正規職員の自己申告書様式を用いる</u>こととし、キャリア段階・職の区分は、経験年数や年齢等に関わらず「I」の設定となります。また、「自己申告書」の「在職年数」欄には、臨時的任用職員・任期付学校職員としての経験年数を全て通算した年数を記入します。

長期研修員等については、所定の「能力開発兼能力評価シート(裏面が業績評価)」を用いることとします。

### (3) 評価結果の活用

上記のいずれについても、昇給には反映しません。なお、臨時的任用職員、育児休業等に伴う任期付学校職員等(任期付学校職員)に係る評価結果は、次の任用に際しての基礎資料として活用されます。また、長期研修員等については、能力開発兼能力評価シートをそれぞれの研修先(群馬県総合教育センター・前橋市総合教育プラザ・高崎市教育センター)において、保管します。

# 6 会計年度任用職員に対する評価

#### (1) 評価の対象

職の任用期間に関わらず、全ての会計年度任用職員は人事評価の対象となります。なお、複数校を兼ねて勤務している者については、勤務校ごとにそれぞれの校長が評価を実施します。

### (2) 実施方法

所定の「人事評価兼条件付採用能力実証シート」を用いて、評価を行います。

#### (3) 評価結果の活用

評価結果は、次の会計年度での任用に際しての基礎資料として活用するものとし、昇給には反映されません。

# IV 業績評価の手順

# 1 目標設定 5月末日までに

### (1) 学校教育目標・経営方針等の説明 [4月]

校長から、年度当初(教職員が業績評価の自己目標を設定する以前)に説明される学校教育目標 や経営方針等について、確認してください。

# POINT POINT

学校教育目標や経営方針等を受けて、学校として組織的・意図的に取り組むべき諸課題を捉え、組織における自らの役割を確認することができる。

### 【留意事項】

□ 学校として組織的な取組ができるよう、学校をどのように運営し、改善していきたいのかを確認する。

### (2) 自己目標の設定 [5月末日まで]

学校教育目標や経営方針等を踏まえ、分類ごとに「今年度の目標」(以下「目標」という。)及び「具体的な手段等」(以下「手段」という。)を設定の上、「自己申告書」における「2 業績評価」の「当初申告」欄に記入してください。

# POINT POINT

学校としての教育の方向性や組織的な取組を踏まえて自己目標を設定することで、学年や教科、分掌等を担う各教職員が、達成すべき目標を具体化し、また、体系化・客観化することができる。

#### 【留意事項】

- □ 校長が示した学校教育目標や経営方針等の達成に向けて、当該年度の自分の役割(担当学級・学年・教科・科目・分掌等)に、どのような取組が求められているのかをよく捉えた上で、分類ごとの目標及び手段を設定する。
- □ 目標及び手段を設定する際、上位目標との整合性やつながりを意識できるよう、関連する学校 教育目標等を記入する。
  - ► 組織的な教育活動を推進するために、学年・教科・分掌等の会議において、当該年度の具体的な方針や各々の役割等を確認してから、目標及び手段を設定する。なお、各主任等は、所属教職員の目標及び手段の設定について適宜、助言することが望ましい。
  - ▶ 目標は1年間継続して重点的に取り組めるものとし、<u>各分類ごとに原則1つ</u>とする。なお、 管理職(評価者)における目標は、各分類ごとに2つまで設定できるものとする。
- □ 目標及び手段の設定に際しては、業務の改善や効率化、周囲の教職員への支援・協力等に係る 視点を意識する。
- □ 手段については複数あってもよい。
- □ 児童生徒の実態や課題を踏まえた目標及び手段を設定する。
  - ▶ 教育活動の質の向上と自らの成長を促すために、<u>目標のうち1つは難易度が高いもの(「ii」)</u> となるように設定する。

- □ 目標が達成されたときの児童生徒の姿(目指す姿)をできる限り具体的に記入し、面談等において十分に共通理解を図る。
- □ 手段はなるべく具体化させる。数値化やスケジュール化(いつまでに、どのように)も具体化の一方法である。
- □ 自己目標の記入後は、電子データ及び印刷したものを、校長が指定した方法により第1次評価者あてに提出する。
- □ 設定した目標等が、評価者だけでなく、教職員間でも共有されるよう配慮する。

### — <目標及び手段の難易度について> ——

教職員の資質・能力及び職務内容の質の向上を図るため、目標設定時に「難易度」を考慮し、より高い目標に挑戦できるようにします。難易度は、教職員個々の能力により設定するものではなく、職に対して相応な目標であれば「i」、より高い目標であれば「ii」とします。例えば、「懸案であった課題の解決」、「大幅な改善を図る業務」等を目標として設定する場合、難易度を「ii」として扱うことが適当と考えられます。

なお、目標及び手段の難易度は、児童生徒の実態等により変わるものであり、同じ目標であっても状況によっては難易度が異なる場合があります。

#### <目標のつながり例>

心豊かで自主的精神に満ち、勤労と責任を重んじ、・・・心身ともに健全な生徒の育成 1 自ら学びねばり強く考える生徒 2 ・・・・
○ 基礎的・基本的な内容の確実な定着と学習習慣の確立に努める。
○ 個に応じた、より効果的な学習指導方法の改善を図る。 ○ ・・・・
○ 数学の授業において、補充的な学習の時間を設け、すべての生徒に基礎 的・基本的な知識・技能を身に付けさせる。

# 2 当初申告時の面談 6月末日までに

教職員は評価者と面談し、設定した目標及び手段の内容や難易度について話し合い、必要に応じて 目標及び手段の追加・修正等を行います。

なお、前年度の業績評価結果により、上位区分者(勤勉手当への反映者)となった教職員には、その旨が口頭で伝達されます。

# POINT POINT

面談を行うことにより、管理職が期待する取組等を明確に伝えることができる。また、教職 員の抱えている課題や悩み、学校運営に対する考えなどを把握することができる。

#### 【留意事項】

- □ 本年度における各教職員の教育活動を方向づける重要な面談であるという認識を持つ。
- □ 「自己申告書」の内容を基にしながら、取組の方向性等を評価者に伝える。
  - ▶ <u>目標及び手段の修正や難易度の決定については、評価者と十分話し合い、双方が納得できるようにする</u>。また、自己申告書の記載内容に追加・修正等を行うこととなった場合には、改めて提出する。

#### 【面談の手順例】

▶ 教職員による目標及び手段の説明

1

▶ 評価者による目標及び手段の確認

1

▶ 面談のまとめ

- □ 教職員は目標及び手段について、以下の点を中心に評価 者に説明する。その際、自身の考えや意見を説明するように 努める。
  - ・目標及び手段を設定した理由
  - ・目標達成までの方策や実施計画
  - ・目標及び手段の難易度についての考え

など

- □ 目標及び手段を以下の視点から評価者と確認し合い、評価者から追加・修正等の指導・助言を受ける。
  - ・学校教育目標や経営方針等と関連する内容であるか。
  - ・児童生徒の実態や課題等を踏まえた目標であるか。
  - ・ 教職員の経験年数や役割等から見たとき、期待される 目標であるか。
  - ・適切な難易度であるか。 など
- □ 教職員は、学校運営等への要望があれば伝達する。

# 3 実践及び職務遂行状況の確認 6月~

#### (1) 実 践

教職員は、設定した目標の達成に向けて主体的に取り組んで、適宜助言を受ける。

#### 【留意事項】

□ 自己目標の達成に向けた取組が学校教育の充実に結び付くことを意識する。

### (2) 評価者による職務遂行状況の確認

評価者は、教職員の日常の職務遂行状況を把握・確認して指導・助言を行うとともに、その状況 等について、適宜記録を積み重ねていきます。

評価者からの指導・助言を踏まえ、自らの職能成長や意欲の向上も図りながら、日々の職務に当たってください。

# 4 中間申告及び中間申告時の面談 10月

#### (1) 中間申告

必要に応じて、校長から中間申告を指示されることがあります。その場合、校長から 10 月中の期日が示されるので、「自己申告書」における「2 業績評価」の「取組内容についての自己申告」欄を記載し、第1次評価者あてに提出することになります。

# POINT POINT

教職員が中間申告を行うことにより、自らの取組や成果の状況を振り返り、年度後半に向けての課題等を整理するとともに、目標達成に向けての見通しをもつことができる。

### (2) 中間申告時の面談

必要に応じて、校長から中間申告時の面談を指示されることがあります。面談を行う教職員は、 校長の判断によることとします。

面談が行われる場合は、中間申告に基づき、目標の達成状況や今後の取組の方向性等について、 評価者と話し合い、指導・助言を受けます。

# 5 自己評価 1月中旬

#### (1) 目標の達成状況の評価

これまでの目標達成に向けた取組状況や成果を振り返り、「自己申告書」の「2 業績評価」の「1年を振り返っての自己申告」欄を記入するとともに、それぞれの目標の達成状況について、「s-a-b-c-d」の5段階による自己評価を行います。

# POINT POINT

自己評価を行うことで、1年間の取組による成果や課題を振り返ることができ、次年度への 動機付けや自己啓発につなげることができる。

### 【留意事項】

- □ 自己評価に当たっては、当初申告時の面談において確認した「難易度」を踏まえた上で、それ ぞれの目標の達成状況を下表に示す評価水準により評価する。
- □ 「1年を振り返っての自己申告」欄には、成果や反省、次年度に向けての継続課題等を記載する。
- □ 年度当初に予定していなかった課題等に対応した場合には、「当初の目標以外の成果」欄にそ の内容を記入するとともに、取組状況や成果、課題等について自己申告する。

#### 【「分類ごとの目標」における評価水準】

評価段階	評 価 水 準
s	期待された水準を上回って達成できた。
a	期待された水準を完全に達成できた。
b	期待された水準をおおむね達成できた。 (達成度が8割程度:標準)
С	期待された水準を一部しか達成できなかった。 (達成度が5割程度)
d	期待された水準をほとんど達成できなかった。 (達成度が3割以下)

### (2) 自己申告書の提出

「自己申告書」の業績評価部分への記入後、各自で電子データを保管するとともに、校長が指定 した期日までに第1次評価者に提出します。

#### 【留意事項】

- □ 「自己申告書」の記入及び提出については、電子データ(エクセル形式)による所定の様式を 用いて行う。
- □ 「在職年数」の欄には、現在の職種に就いてからの年数を年度末現在で記入する。
- □ 自己評価の記入後は、電子データ及び印刷したものを、校長が指定した方法により、第1次評価者あてに提出する。
- □ この段階では、能力評価(表面)は既に記入済となっている。

# 6 評価者による評価 2月1日

### (1) 分類ごとの目標における評価

評価者は、分類ごとの目標の達成状況について、評価者が把握・確認した達成状況等及び被評価者本人の自己評価を踏まえ、「s-a-b-c-d」の5段階により、評価されます。

### (2) 業績評価の決定

職務を遂行する中で挙げた成果について、「分類ごとの目標における評価」等を踏まえ、「S-A-B-C-D」の5段階による絶対評価を行い、業績評価を決定します。

#### [業績評価の評価水準]

評価段階 (評 語)	評価水準
S	1年間の教育活動への取組において、他の教職員に働きかけな
(特に優れている)	がら、学校教育目標等の達成に大きく寄与することができた。
A	1年間の教育活動への取組において、学校教育目標等の達成に
(優れている)	寄与することができた。
B	1年間の教育活動への取組において、滞りなく職務を遂行する
(良好である)	ことができた。 (標準)
C	1年間の教育活動への取組において、学校運営に支障を来すこ
(努力を要する)	とがあった。
D	1年間の教育活動への取組において、学校運営に大きな支障を
(特に努力を要する)	来した。

# 7 臨時的任用職員・任期付学校職員・長期研修員等に対する評価

前記「Ⅲ 能力評価の手順」>「5 臨時的任用職員・任期付学校職員・長期研修員等に対する評価」で述べた能力評価及び上記1~6で述べた業績評価と同様の手順で実施してください。なお、評価結果について、勤勉手当には反映されません。また、臨時的任用職員、任期付学校職員の評価結果については、次の任用に際しての基礎資料として活用されます。

# 8 会計年度任用職員に対する評価

前記「Ⅲ 能力評価の手順」>「6 会計年度任用職員に対する評価」で述べた能力評価と同様の手順で実施してください。なお、評価結果は次の会計年度での任用に際しての基礎資料として活用されます。

# V 評価結果のフィードバック

# 1 最終面談の実施 2月末日までに

### (1) 最終面談における指導・助言

1年間の職務遂行状況や目標の達成状況などについて話し合うため、評価者と面談を行います。 その際、能力評価及び業績評価の結果が「評価結果シート」により、第2次評価者から伝えられま す。

# POINT POINT

- 教職員は、取組の成果や発揮された能力、次年度の職務に対する課題等を確認することができる。
- 評価者は、教職員の実績や発揮された能力を踏まえ、さらなる職能成長や自己啓発を促すとともに、学校運営等への要望を聞き取り、次年度の構想の参考とすることができる。

#### 【面談の手順例】

▶ 教職員による職務遂行状況や目標の達成状況等の説明

1

▶ 評価者による職務遂行状況や目標の達成状況の確認

1

- ▶ 次年度に向けての話合い
- **▶ 面談のまとめ**

1

▶ 評価結果の伝達

1

▶「指導・助言」の記録

- □ 当該年度の職務遂行状況や目標の達成状況等について、 以下の点を中心に説明する。
  - ・発揮できた能力や、今後、伸ばしたい能力
  - ・目標に対する取組の経過・結果と今後の課題
  - ・1年間の職務遂行状況全般についての振り返り など
- □ 教職員の職務遂行状況や目標の達成状況等について、 以下の点について評価者と確認し合う。
  - 「良かった点、優れている点」
  - 「改善することでさらに良くなる点」 など
- □ 自己申告書の記載内容をもとに、次年度の取組等について評価者と話し合う。
- □ 学校運営等への要望を聴いたり、評価者から今後の課題 や期待等を聴いたりする。
- □ 評価結果シートにより、評価者から評価結果を伝達される。
- □ 評価者からの、指導・助言の要点を記録する。

### (2)「自己申告書」の提出

最終面談後に「自己申告書」の「3 指導・助言の要点」欄に、評価者から受けた指導・助言の要点を記入した上で、評価者が指定した方法により「自己申告書」を提出します。

### 2 評価結果シート

最終面談時に「評価結果シート」により、「能力評価結果」及び「業績評価結果」を各教職員に伝達されます。

ただし、能力評価の上位区分対象者(昇給反映者)及び業績評価の上位区分対象者(勤勉手当反映者)として県市町村教育委員会に報告した者については、**最終面談時にその旨は伝達されません**。

### 【留意事項】

- □ 能力評価の上位区分対象者(昇給反映者)である場合は、翌年度の4月当初に伝達されます。
- □ 業績評価の上位区分対象者(勤勉手当反映者)である場合は、翌年度の6月当初面談時に伝達されます。
  - ※ 前述の「Ⅱ 人事評価制度のスケジュール」>「2 面談の実施」参照
- □ 評価結果シート(様式4)については、以下の様式となります。

所 属 立 学校 氏 名 A

評価基準日:令和 年12月1日(能力評価) 令和 年2月1日(業績評価)

	能力評価	業績評価
評価	優れている	優れている

※ 「評価」欄には、評価表 (様式2) における評語を記入することとする。

(評価者職・氏名)

# VI 苦情の申出

教職員は、自身の当該年度の評価結果について、校長からの再説明を受けても納得できない場合は、 「苦情相談」を申し出ることができます。

苦情への対応は、「苦情相談」と、苦情相談で解決できなかった事案に対する「苦情処理」の2段階により行われます。

### (1) 苦情相談の申出先

県教育委員会に設置する「苦情相談窓口」に対し、所定の期日までに申し出ることとします。

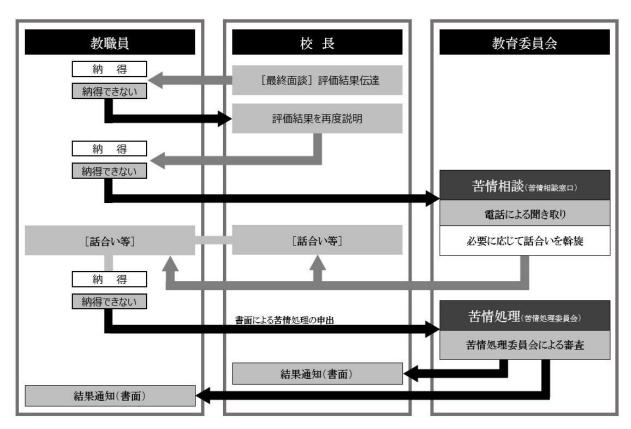
### (2) 苦情の対応

#### □ 苦情相談

- 苦情相談窓口」の相談員が申出者に対して聞き取りを行う。
- 「苦情相談窓口」の相談員が必要に応じて、評価者からの聞き取りを行うほか、申出者と評価 者双方による話合いを斡旋する。

#### □ 苦情処理

- 「苦情処理委員会」が調査結果に基づいて審査する。
- 教育長が「苦情処理委員会」の審査結果を踏まえ対応を決定する。



# VII 意見の提出

教職員は、必要に応じ、以下に示す様式により、人事評価に関する意見を校長に提出することができます。また、校長は、必要に応じて、この様式を参考にして、教職員から人事評価に関する意見を求めることができます。

校長は、提出された意見を今後の人事評価の実施や学校運営の際の参考とするとともに、提出された意見をまとめて、県教育長に提出することとします。

#### [様式]

#### 人事評価に関する意見

提出日 令和〇年〇月〇日 記入者:

※ このシートは、人事評価をより良いものにしていくために、 教職員が自らの意見を校長に伝えることを目的とするものです。

次の設問に対して、該当するものに○を付けてください。

- 1 学校教育目標や経営方針等の説明において、今年度、学校として重点的に取り組む点や指導の徹底を図る点等が理解できたか。
  - ア 理解できた イ 概ね理解できた ウ あまり理解できなかった
  - エ 理解できなかった オ 説明がなかった
- 2 当初面談等を通して、校長があなたに期待していることを理解できたか。 ア 理解できた イ 概ね理解できた ウ あまり理解できなかった
  - エ 理解できなかった
- 3 日頃の言葉がけや指導・助言により、職務への意欲が高まったか。 ア 高まった イ やや高まった ウ あまり高まらなかった
  - エ 高まらなかった オ 言葉がけや指導・助言等がなかった
- 4 授業参観後の指導・助言において、今後の取組の方向性が明確になったか。 ア 明確になった イ 概ね明確になった ウ あまり明確にならなかった エ 明確にならなかった
- 5 最終申告時の面談で、次年度に向けての課題が明確になったか。 ア 明確になった イ 概ね明確になった ウ あまり明確にならなかった エ 明確にならなかった
- 6 その他 人事評価について意見がある場合は、自由に書いてください。

# VIII 評価結果の給与等への反映

# 1 給与等への反映について

教職員間の公平性、納得性を高めるため、正規職員(長期研修員等は除く)を対象に、評価結果を 以下のとおり給与等の処遇に反映します。

### 2 昇給への反映

能力評価の結果は、以下のとおり翌年度の昇給に反映されます。

前 年 度 の 能力評価結果	_		_	5.4.3	2·1	_
当 該 年 度 の 能力評価結果	5		4.3	2		1
昇給区分	上位	標準		下位	最下位	
昇 給 (55 歳超)	<b>5号給</b> (1号給)		<b>4号給</b> (0号給)	<b>2号給</b> (0号給)	<b>0号給</b> (0号給)	<b>0号給</b> (0号給)

全体の5%以内

- □ 原則として単年度の能力評価結果を反映し、評価が「3」以上の場合は4号給昇給
- □ 評価が「2」の場合のみ前年度の評価結果を勘案し、前年度の評価結果が「3」以上の場合は 2号給、「2」以下の場合は昇給なし
- □ 評価が「1」の場合は昇給なし
- □ 評価が「5」の者のうち、全体の上位5%以内に限り5号給昇給
- □ 暫定再任用者は昇給なし

# 3 勤勉手当への反映

業績評価の結果は、以下のとおり翌年度の勤勉手当に反映されます。

業績評価結果	S	А	В	С	D
成 績 率	上位の区 [全体の上位 309	i	中位の区分		下位の区分
勤勉手当支給月数 (再任用)	十0.05 月 (+ 0.02 月		標準		▲0.05 月 (▲0.02 月)

□ 評価が「S」及び「A」の職員の中から、全体	の上位 30%以内で加算者を決定し、	上位区分を適用
-------------------------	--------------------	---------

- □ 上位区分の成績率は、中位区分の+0.05月、ただし、再任用学校職員については+0.02月
- □ 評価が「D」の職員に対して下位区分を適用(成績率は中位区分▲0.05月、ただし、暫定再任用学校職員については、▲0.02月)

# IX 条件評価及び臨時評価

### 1 条件評価

### (1) 評価期間

以下の条件付採用期間について評価を行います。

- ① 条件付採用期間が6月の教職員(養護教諭、事務職員、学校栄養職員等)
  - 4月1日~9月30日
- ② 条件付採用期間が1年の教職員(教諭、助教諭、講師)
  - 4月1日~3月31日 (※ いずれも4月1日採用の場合)

### (2) 評価の時期及び方法

#### ① 条件付採用期間が6月の教職員の場合

□ 評価時期

当該条件付採用期間開始後5月を経過した日(4月1日採用の場合は9月1日)

□ 評価方法

「自己申告書」における「1 能力評価」については、すべての欄について記入する。 「2 業績評価」については、中間申告まで記入する。ただし、条件評価を行った後も自己目標の達成に向けた取組を継続して行う。

#### ② 条件付採用期間が1年の教職員の場合

□ 評価時期

当該条件付採用期間開始後10月を経過した日(4月1日採用の場合は2月1日)

口 評価方法

「自己申告書」は、すべての欄について記入する。

ただし、中間申告欄の記入については評価者の判断によるが、中間申告時の面談については、 実施することが望ましい。

#### (3) 評価結果の提出

校長は、「自己申告書」及び「評価表」を市町村教育委員会教育長に提出します。

### (4) 報告

市町村教育委員会教育長は、評価の日から30日以内に群馬県教育委員会に報告します。

### 2 臨時評価

#### (1) 評価期間

県教育委員会教育長及び市町村教育委員会教育長が特に必要と認めた期間

#### (2) 評価の時期

県教育委員会教育長及び市町村教育委員会教育長が特に必要と認めた場合、随時行います。